

遺言相続セミナー・レジュメ

## 一次・二次相続の通算での 相続税を節税したいけど

講 師：税理士・社会保険労務士・行政書士 安達 幸男

事務所：春日井市鳥居松町5丁目31番地 三原ビル6B

電話番号：0568-56-8877

## (目次)

### ○ はじめに

- 1 一次二次通算での相続税額を試算する上での仮定条件とは？
- 2 具体例に基づき一次二次通算での相続税額をシミュレーションする
- 3 何のために一次二次通算での相続税の試算をするのでしょうか？
- 4 大切なことは相続税節税よりも遺産分割対策（遺産分け）です

### ○ まとめ

### ○はじめに

家族構成が、父母と子のケースで、「一次相続」とは、父（母）が死亡し、母（父）と子に相続することをいい、「二次相続」とは、その後母（父）が死亡し、子が相続することをいいます。

最近のご相談で多いのが、「一次二次通算での相続税額を減らしたいけど、どうすればよいでしょうか？」という内容のご相談です。

推定被相続人の生前でのご相談のケース（生前の相続税対策）もありますが、多くは推定被相続人が亡くなつてから残された配偶者と子供らがご相談されるケース（相続申告対策）です。

雑誌などでもよく「一次二次通算での相続税額を減らそう」と記載されていますので、皆さん方もそのような問題意識をお持ちなのかもしれません。

一般的にいえば、財産の多寡、相続人の人数、残された配偶者の固有財産の金額にもよりますが、一次相続では、遺産全体の40%～60%の財産を配偶者が取得すると、一次二次通算での相続税額を最も少なくすることができると言われ

ています。

また、一次相続では、残された配偶者が取得する財産の内訳は、小規模宅地の特例が適用できる自宅の土地建物のほか、消費しやすい現金・預金がよいとも言われていますが、ケースバイケースではないでしょうか。

しかし、これを試算する上では、様々な条件（例えば平均寿命まで生きるなど）を仮定して試算していきますので、実際にはそのような仮定通りに物事が進むかどうかは全く分かりません。

これらの事柄を念頭に置いて、今日のお話を聞いていただきたいと思います。

## 1 一次二次通算での相続税額を試算する上での仮定条件とは？

一般的には、一次二次通算での相続税額を試算する上での仮定条件として  
は、

①残された配偶者が平均余命まで生きる（あるいは場合によっては 100 歳まで生きるとする必要があるかもしれません）、

②将来的に死亡する順番は残された配偶者、子の順である、

③二次相続の相続人は、一次相続の相続人から配偶者を除いたものである（一次相続の相続人である子について相続が発生していない）

④相続税及び贈与税の税制・仕組みは現行のままである

⑤土地や株式の評価額は変わらない（地価は上昇も下落もない）

⑥物価の上昇・下落はない（インフレ・デフレはない）

⑦残された配偶者の固有財産の金額は変わらない（今後親からの相続による取  
得財産はない）

⑧今後の生前贈与などの相続税対策、一次相続で相続した不動産の処分・有効

活用は考慮しない

などといったものがこれに当たります。

このような仮定条件については、よく考えれば分かりますが、①人がいつ死  
亡するか、また、死亡する順番はどうなるかは全く分かりませんし、②人口減  
少、円安、経済成長率が低調な日本において今後の物価の上昇はどうなるか、  
③今後の土地や株式の価値がどうなるか、などは全く分かりません。まして④  
相続税の税制については、今後もさらに増税が見込まれているとも言われて  
います。

したがって、私の事務所では、一次相続での各相続人の取得希望を考慮した上で、要望に応じて、二次相続での相続税の試算、一次・二次通算での相続税額の試算のシミュレーションはいたしますが、あくまでも参考としての位置づけでしか取り扱っていません（このため、一次・二次通算ではこの遺産の分け方が一番節税になるからというアドバイスは行っていません。遺産分けの仕方は、あくまでも相続人らが決定すべきものと考えています。）。

他方で、一次二次通算での相続税額の試算結果を基に、①今後の生前贈与を  
どのようにしていくか、②不動産の処分・有効活用をどうするか、③遺産分  
割をどのようにするか、を考えることは非常に意義があります。

また、現実には財産が1億円に満たないような家庭では、生前贈与をうまく活用すれば、相続税額それほど大きくはなりませんので、そこまで厳密に検討する実益は余りありません。むしろ、遺産が1億円以下のケースでは、残された配偶者の老後の生活資金としていくら必要であるのか、それとの関係で生前

贈与はいくらまでできるのかといった点が重要かもしれません。

一方で、不動産（土地）が多い家庭では、不動産を誰に承継させていくか  
という問題の方がより重要となります。また、むしろ相続した土地建物をどうし  
ていくのか（売却する、活用する？）といったこと、すなわち処分するタイミ  
ング、土地の活用方法を探っていく方がより重要な問題とも考えられます。

したがって、私自身は、一次・二次相続通算での相続税額の試算により納税額を最小金額とすること（節税）を考えいくことも大切ですが、むしろ試算結果を踏まえて、次のような事項を検討すべきであると考えています。

①生存中である人は残された人生で何をしたいのか、どんな楽しみにお金を使  
つていくか

②残された配偶者の老後の生活費は十分に確保できているかどうか

③子らの資金需要（住宅取得、教育費）に応じてどのように一次相続で遺産分  
けを行うのか

④相続人全員が納得するような遺産分割（相続争いを避ける）をするためにど  
うするか（一次二次相続での遺産分けの仕方、夫婦たすき掛けでの遺言書の  
作成）

⑤相続税の納税資金は足りているのか

⑥相続した不動産はどうするのか（売却するのか、資産活用するのか）

⑦老後資金に余裕があるならば生前贈与をどのように実行して財産を減らし  
ていくか（二次相続対策）

⑧高齢の親又はご自身の認知症リスクへの備えはどうするのか

要するに、一次・二次通算での相続税額を試算する意味は、相続税を節税す

ることよりも、試算結果を踏まえて①ないし⑧の問題事項を考えることにあると考えております。

## 2 具体例に基づき一次二次通算での相続税額をシミュレーションする

一次・二次の相続税の試算をする上で、税額を減らす重要なポイントは、

①居住用宅地（330 m<sup>2</sup>まで△80%評価額減）、貸付事業用宅地（200 m<sup>2</sup>まで△50%の評価額減）の「小規模宅地の特例」について適用が可能であるのか否か、可能であるとして誰がどの土地で適用を受けるか、

②配偶者税額軽減（法定相続分又は1億6千万円のいずれか大きい方まで）の適用を受けて税額が0円となる配偶者に対して一次相続でどれだけの財産を相続させるか、

の2つになります。

小規模宅地の特例については、一次相続（自宅は配偶者が取得）・二次相続（親の住んでいた自宅を同居する子が相続）でうまく2回適用できれば、大きく税額を減らすことができますし、仮に適用要件を満たさないならば、今からどうすればよいかを検討して要件を満たす状況をつくりだすようにします（例えば、子が親と別居ならば残された親と同居するなど）。また、他の相続人（子）で小規模宅地の特例が適用できる人がいるのであれば、配偶者税額軽減の適用ができると税額が0円になる配偶者にはできれば小規模宅地の特例は適用しないようにした方がよいでしょう。

また、不要な不動産（誰も住まない実家）について、相続発生後に処分することを予定している場合は、所得税額が0円となる空き家譲渡の特例（譲渡

所得から 3,000 万円控除できます。) が適用できるか検討しておきます。この特例を適用するには、相続発生から 3 年後の 12 月 31 日までに自宅の土地建物を処分する必要がありますので、時間的余裕はそれほどありません。

#### (1) 地主 A さん (70 歳代) の相続対策のご相談事例

A さんの思い「先祖代々の土地は、できるだけ長男に相続させたい。」

別添資料①及び②の試算のとおり

→ 一次・二次相続での相続税の試算をした結果を踏まえて、相続税の節税対策（小規模宅地の適用）も検討しつつ、①むしろ相続争い防止のために公正証書遺言書の作成に重点を置いたアドバイスをしました。さらに、②多額と見込まれる納税資金対策にも配慮したアドバイスをしました（非課税枠に余裕があるため生命保険契約の追加、非課税活用のため小規模企業共済の退職金（不動産賃貸業）に加入）、また、③将来の相続税調査のリスク対策（夫婦間の貸借について金銭消費貸借契約書の作成や親子間での賃貸借契約書の作成など）をアドバイスしました。

#### (2) Y さんの一次相続（父死亡）での遺産分割及び二次相続のご相談事例

父の思い「後継ぎの長男に不動産はすべて相続させたい。」

Y さんの思い「脳梗塞で半身不随の母は 90 歳で施設入所中のため、今後の認知症の進行の可能性や不要な不動産の処分を優先したい。」

別添資料③及び④の試算のとおり

→ 長男 Y さんは、自宅を所有しており、父母とは生計を別にしていま

したので、相続した実家の土地については小規模宅地の特例は適用できません。

このケースでは、Yさんは、一次・二次通算での相続税での節税よりも、長男が全財産を取得する遺産分割を優先し、維持・管理が大変な不動産はすべて売却処分することを選択しました。

→ 確かに、一次相続で母に財産の半分を相続させると、一次二次通算での相続税の節税ができる、さらに二次相続では母死亡時に空き家譲渡特例（譲渡所得から3,000万円控除）の適用が可能となります。一方で、母が認知症で長生きした場合、母が相続した不動産の売却処分はできなくなり、毎年の維持管理費が数十万円かかることや、年齢を重ねると実家の片付けも大変な作業となり、孫世代にやっかいな不動産の処分を先送りしてしまうことになります。また、仮に一次相続で優良な宅地（駐車場として賃貸中の土地）を母に相続させると、今後相続人である子に相続が発生した場合、二次相続では甥・姪との間で遺産分割協議をすることになるのでどうなるか分からないといった点の不安もありました。

その結果、相続税の節税及びその後の所得税の節税（空き家譲渡特例）ということよりも、今回の遺産分割での全ての財産の取得と、維持・管理が大変な不（負）動産の処分を優先することを優先しました。

### (3) Tさん（70歳代）のご相談の事例

Tさんの子らの思い「（遺産は総額1億円以上（土地は3筆）ありました）父母が築いた財産であるから残された母が全財産を相続すればよい」

→ 一次相続では、母が全財産を相続することとなりました。土地は3筆あるので、二次相続では子ら3人で分け合う可能性が高く、二次相続ではもめないことが想定されます。

母には十分な老後資産が確保できているので、今後は子や孫に生前贈与をどのように実行していくかを具体的に検討することアドバイスしました（教育資金贈与、暦年贈与の活用など）。

### 3 何のために一次二次通算での相続税の試算をするのでしょうか？

#### (1) 一次二次通算での相続税を試算した後どうするか？

一次二次通算での相続税額を試算する意義は、相続税の節税を考えるだけでなく、次のような事柄について考える契機（きっかけ）となります。

- ① 現時点での推定相続財産の把握（夫婦、家族の間での情報の共有）
- ② 現時点での「相続税の税額」の試算
- ③ 相続税の「節税対策」の検討（小規模宅地等の特例の適用の可否の検討）
- ④ 相続税の「納税資金」が足りるかどうかの検討
- ⑤ 「不要な不動産」の処分の検討（空き家譲渡の特例）
- ⑥ 一次相続・二次相続での「遺産分け」の考え方の検討
- ⑦ 「生前贈与」の計画の検討
- ⑧ 「遺言書」の作成（夫婦たすき掛けでの遺言書作成）
- ⑨ 「認知症のリスク」への備えの検討（財産管理兼任意後見契約）

#### (2) 具体的に何から始めるとよいでしょうか？

まずは、上記①から⑤について、最低限検討しておきたいところです。

なお、上記⑥から⑨については、専門家と相談しながらじっくりと検討してください。

① 現時点での「財産目録」を作成する

- ・まずは現時点での「財産目録」を作成します。

② 現時点での相続税額を試算する

- ・①で作成した「財産目録」を前提に、一次相続に関して相続税の試算を行います。最終的には、二次相続の試算も行うのですが、一次相続での遺産分けが決まらないと二次相続の試算もできません。

③ 相続税節税対策については現時点で活用できるものを検討する

- ポイントは、特例の活用、財産を減らすこと、非課税財産への組換えです。

即効性のある節税対策としては、次のようなものがあります。

- ・小規模宅地等の特例の適用の可否（適用要件を満たさないときは親と同居するなど）
- ・生命保険契約の締結、受取人の検討（非課税枠（500万円×法定相続人人数）の活用）
- ・中小企業小規模共済の退職金への加入（月額7万円まで、非課税財産（500万円×法定相続人の人数）の活用）
- ・生前でのお墓の購入、空き家の片付け費用の支出、売却予定の土地にして境界確定のための測量代の支出（生前に有効に財産を減らす効果あり）

※生前贈与（住宅資金贈与、教育資金贈与、配偶者贈与、相続時精算

課税、暦年贈与)については、どの方法がよいかは税理士とよく相談した方がよいでしょう。巷でおススメの相続時精算課税は様々なリスクがありますので、ご注意ください。

#### ④ 納税資金が足りているかどうかを検討する

相続税は、相続発生後 10 カ月以内に一括で現金納付することになっています。不動産が財産の大半を占めている方は、要注意です（春日井市内では 1 m<sup>2</sup>当たりの路線価が 10 万円超の所もあります。）。たくさんの不動産を所有している地主の方は突然死を起こしてしまうと、何も相続対策をしていないのが一般的ですので、多額の相続税が発生します。地主の方は、一般的には預金を余り多く保有していませんので、納税資金を捻出することは非常に困難になります。そうすると、一部の優良な不動産を売却するしかありません。

- ・土地の一部を売却して納税資金を捻出するしかない場合は、所得税、住民税、国民健康保険料の計算もして大体の手残り金額を試算します。

#### ⑤ 不動産（負動産）の処分の問題を検討する

遺産分割や遺言書作成の前提として、まずは問題不動産をどうするかを検討します。特に、実家をどうするかは、心理的な面もあって、なかなか処分まで踏み切られません。できれば以下のようないくつかの問題不動産の維持管理の手間や費用負担を次世代に引き継がないようにしたいものです。

- ・空き家となった実家の解体・処分（空き家譲渡の特例の検討）
- ・田舎の不要な不動産（田、畠、山林）の処分
- ・売却ができない不動産（バブル期に購入した別荘地）の処分

- ・残された配偶者に自宅を相続させたときのリスクの検討（認知症で処分不可となる可能性、生前に処分するか又は母の死後に処分するか）

#### 4 大大切なことは相続税節税よりも遺産分割（遺産分け）です

以下の内容は、あくまでも個人的見解です。

##### (1) 節税対策よりも大切なことは、家族の幸せ、遺産分割対策です

相続税節税も重要な問題ですが、むしろさらに大切なことは、家族の幸せ、遺産分割対策ではないでしょうか？

家族の幸せとは、生きている自分自身の楽しみを実現すること、そして、死亡した場合には残された配偶者、子や孫のために遺産を有効に活用することではないでしょうか。ところで、平等意識の高い現代の相続では、兄弟姉妹間では平等に遺産分けをしたいという気持ちが強いように感じます。

一方で、昭和の戦前生まれの方（推定被相続人）は、長子相続の考え方をお持ちの方も多いようです。双方の意識に違いがあることを十分に認識した上で遺産分割対策（遺産分け）を考えます。

##### (2) 資産家にとって「遺言書の作成」は必須です

遺産分割対策とは、兄弟姉妹の間で遺産を巡って争族争いにならないよう手当てをしておくことです。遺産分割対策としては、遺言書を作成は必須といえます。一次二次相続の試算をした上で、一次相続では夫（妻）はどのように遺産分けをしたいのか、また、二次相続では妻（夫）はどのように遺産分けをしたいのかを考えて、その内容に応じて遺言書を作成するということになります。父母の共通した意思を実現するためには、「夫婦たすき

掛け」で遺言書を作成することになります。また、被相続人と相続人との間で死亡の前後が問題になること（相続人が変わってしまう）もありますので、万一の場合に備えて「予備的遺言」を含めて遺言内容を検討するとよいでしょう。

注意すべき点は、遺言でよくみかける「全財産を長男（長女）に相続させる」旨の遺言書は、個人的には作成しない方がよいと考えています。このような遺言書を作成していると、何も財産を相続できない相続人から全財産を相続した相続人に対して必ず遺留分侵害額請求（遺留分の権利主張）がされます。遺留分は全額金銭で支払うことが求められます。遺留分相当額の支払後は、必ず兄弟姉妹間は絶縁状態になることが多いようです。したがって、遺言書を作成するとしても、できれば兄弟姉妹はなるべく平等に分けるようにするか、少なくとも遺留分に配意した内容の遺言書を作成した方がよいと考えます。また、できれば後日相続人間で遺言の有効性が問題視（認知症で判断能力がなかったので遺言書は無効）されることのないように、自筆証書遺言書（法務局保管の自筆証書遺言も同じ）ではなく、公正証書遺言書の作成をおススメします。

もし、仮に遺留分を全く考慮しないで遺言書を作成するならば、すべての財産を相続する相続人に対して遺留分を支払う金銭を用意してあげることも考えないといけません。

### (3) 生前贈与が特定の者に偏ると問題があります

地主の方は、先祖代々の土地が分散しないように後継ぎの長男にすべて相続させたいという思いが強いようです。このため、長男の家系に土地はす

べて相続させる方針の下で、土地の持分を特定の子や孫に対して生前贈与するといったケースもあります。しかし、遺産分割が紛糾して家庭裁判所での調停となりますと、調停では法定相続分での遺産分割となりますので、簡単には合意には至らず争族争いとなることは避けられません。

ところで、遺言書がなければ、遺産分割では各相続人は法定相続分で遺産を相続することになりますが、生前の贈与については「生計の資本としての贈与」として「特別受益」となり、「持戻し計算」をすることになりますので、遺産に生前贈与額を加算した上で遺産分割で各相続人の取得財産額を計算することになります（生前贈与をもらった者はもらうべき相続分から生前贈与額を差し引きます。）。なお、この場合の生前贈与は、何年前、何十年前のものであっても証拠がある限りは持戻し計算しますので、生前贈与をしただけでは、後継ぎに全ての不動産を相続させるという効果は得られません。遺言書を作成した場合であっても、相続開始前 10 年以内の生前贈与は、遺留分の計算上は持戻しの対象になります（当事者双方が遺留分権者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、期間制限はありませんので、何年前でも遡っても持ち戻します。）。

このような特別受益の持戻し計算をしないようにしたいという場合は、遺言書に「特別受益は持戻しを免除する」旨記載するとよいでしょう。

また、仮に後継ぎに対して全ての不動産を相続したとしても、後継ぎに相続税を納付するだけの預貯金を相続させなければ、相続税の納付にも支障が生じるかもしれませんので、別途納税資金を手当てしてあげることが必要です。

#### (4) 節税対策でマンションを建設することはリスクがあります

借金でマンションを建設すれば、相続税の節税になると言った考えをお持ちの方も見えます。確かに、マンションを建設すると、土地は貸家建付地評価（更地の約 85%評価）となり、建物は貸家（70%評価）となるので、土地建物の評価額は下がりますし、借入金は債務控除の対象になりますので、大変相続税の節税につながります。

しかし、マンションを建設した後の賃貸事業の収支が悪化すると、下手をすると赤字で借入金の返済のためにマンションを売却することにもなりかねません（それでも借入金の全額が返済できなければ自宅を処分することにもなります。）。地主の方の多くが相続税対策でマンションを建設していますので、人口減少社会では空室となる可能性が高くなります。一括借上げシステムで 10 年間家賃保証（管理費用は家賃収入の約 10%取られます。）という甘い言葉に乗ってしまうと、場合によっては取返しのつかないことにもなりかねません。マンション建設後の収支見込み（10 年ごとに数百万円単位の修繕費がかかります。近隣に新しいマンションが建設されると入居者を確保するために家賃を下げるを得ません。建物の減価償却後は経費が減るので所得税の負担が増えます。）を事前に十分に検討するべきでしょう。

仮に、推定被相続人の方が、癌などで余命宣告を受けたために、相続税節税を意図して死亡直前にマンション建設を計画したとしても、死亡するまでにマンションが完成し、賃貸事業が開始といった段階まで進まないと、本当の意味での相続税の節税にもつながらないことがありますので、非常にリスクの高い判断ともいえます。

## (5) 認知症対策とセットで考える（資産凍結対策）

最近の相続事例では、90歳から60歳への相続といった事例が非常に増えています。最後の数年間は認知症で介護施設に入所しているケースも多く、預金を引き出したり、不動産を処分したり、生前贈与をするといったことが一切できなくなりますので、資産が自由に処分できない（資産凍結）の状態になってしまいます。

相続税の節税の関係で、一次相続で残された配偶者が不動産や預貯金を相続するとしても、配偶者が高齢で認知症にかかる可能性が高い場合は、資産凍結にならないような対策も併せて講じておく必要があります。

簡単な方法としては、金融機関での「代理カード」を取得しておくことや高齢の親との間で公正証書により「財産管理委任契約兼任意後見契約」を締結（費用は約5万円弱）しておくとよいでしょう。

## ○まとめ

以上見てきたように、相続税の試算、一次・二次相続税額を試算する意味合いは、現状（財産の状況、家族の状況など）をよく認識して、そのための具体的な対策を今から考えていくことにあります。

具体的な検討は、費用はかかりますが、税務の専門家（税理士）とよく相談した上で検討しておく方がよいでしょう。

推定被相続人や相続人のそれぞれ考え方（価値観）にもありますが、個人的には、一次・二次通算での相続税の節税よりももっと大切なこと（家族が争族争いとならないこと、家族全員の幸せ）があると考えております。

本日はご清聴ありがとうございます。